

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定について

(諮問第3045号)

<目 次>

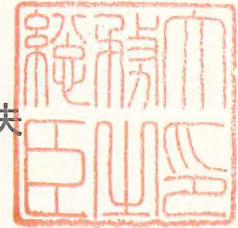
1	諮問書	1
2	指定概要	2
3	新旧対照表	3
4	参考資料	8



諮問第3045号
平成24年9月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を案のとおり指定することとした
い。

上記のことについて諮問する。

第二種指定電気通信設備の指定について（指定告示の改正）

I 改正の背景

- (1) 第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定設備制度」という。）は、業務区域における特定移動端末設備の占有率（以下「端末シェア」という。）が一定の割合を超える電気通信事業者に交渉上の優位性を認め、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備（第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。））として指定し、同設備を設置する電気通信事業者に対し、接続約款の作成・公表・届出、接続会計の整理等の接続に関する規律を課すものである。
- (2) 二種指定設備制度については、情報通信行政・郵政行政審議会の答申（平成24年5月29日）を受け、平成24年6月19日に、指定の基準値を「十分の一を超えるもの」とする省令改正を行ったところである。これを受け、端末シェアが10%を超えるソフトバンクモバイル株式会社について、その設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定することとする。

II 改正の内容

総務省告示（平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件））の一部を改正し、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を設置する者として「ソフトバンクモバイル株式会社」を追加する。

(案)

平成十四年総務省告示第七十二号(他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備。</p> <p>一〇六(略)</p> <p>別表</p> <ul style="list-style-type: none">一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ二 KDDI株式会社三 ソフトバンクモバイル株式会社四 沖縄セルラー電話株式会社	<p>別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備。</p> <p>一〇六(略)</p> <p>別表</p> <ul style="list-style-type: none">一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ二 KDDI株式会社三 沖縄セルラー電話株式会社

■電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（第二種指定電気通信設備との接続）

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。

五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。

六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、

第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

- 7 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣に届け出るべき接続約款に定める当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。
- 8 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者が、前項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該電気通信事業者が接続約款の届出をした日（以下この項において「届出日」という。）に現に締結している他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に関する協定のうち当該新たに指定をされた電気通信設備との接続に関するものについては、第四項の規定は、届出日から起算して三月間は、適用しない。

■電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（第二種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の九の二 法第三十四条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によってこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。
- 3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、十分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。
 - 一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数
 - 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数
 - 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数
- 4 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 符号（信号を除く。）、音響若しくは影像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備（以下この項において「交換設備」という。）であつて次に掲げるもの

- イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（以下「第二種指定端末系交換設備」という。）
- ロ 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（以下「第二種指定中継系交換設備」という。）
- 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
 - イ 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（以下「第二種指定端末系無線基地局」という。）
 - ロ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定端末系交換局」という。）との間に設置される伝送路設備
 - ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
- 三 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて、当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出）

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

- 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
- 二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的条件
- 三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額
- 四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この条において「他事業者」という。）の責任に関する事項
- 五 接続協定の締結及び解除の手続
- 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間
- 七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 八 重要通信の取扱方法
- 九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項
- 十 有効期間を定めるときは、その期間
- 十一 他事業者との協議が調わないときの法第一百五十四条第一項 若しくは第一百五十七条第一項 のあつせん又は法第一百五十五条第一項 若しくは第一百五十七条第三項 の仲裁による解決方法

(届け出た接続約款の公表)

第二十三条の九の四 第二十三条の八の規定は、法第三十四条第五項の規定による同条第二項の規定により届け出た接続約款の公表について準用する。

■第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）（抄）

附 則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）第五条中法第三十四条の改正規定の施行の日から施行し、施行の日以後に終了する事業年度から適用する。ただし、事業者の事業年度の中途に総務大臣が法第三十四条第一項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第二種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する。

■平成十四年総務省告示第七十二号

（最終改正 平成二十年総務省告示第三百六十号）

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十八条の三第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者との電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を次のように指定する。

別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備。

- 一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の九の二第四項第一号の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 二 施行規則第二十三条の九の二第四項第一号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 三 施行規則第二十三条の九の二第四項第二号の伝送路設備
- 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第二項から前項までに掲げるものを除く。）

別表

- 一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 二 KDDI株式会社
- 三 沖縄セルラー電話株式会社

参 考 资 料

二種指定設備制度の概要

《規制根拠》 電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における交渉上の優位性

《指定要件》 業務区域ごとに10%超※のシェアを占める端末設備と接続される伝送路設備等を二種指定設備として指定

※ 情報通信行政・郵政行政審議会の答申(平成24年5月29日)を受け、平成24年6月19日に、指定の基準値を十分の一を超えるものとする省令改正を公布・施行。

	二種指定事業者 NTTドコモ、沖縄セルラー、KDDI	非二種指定事業者
接続応諾義務	電気通信回線設備への 接続応諾義務あり (法第32条)	電気通信回線設備への 接続応諾義務あり (法第32条)
条件・料金に係る義務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 接続約款の作成・届出^{注1}・公表義務あり (法第34条第2・6項) <u>注1: 新たに指定された日から3ヶ月以内に届出(法第34条第7項)</u> ✓ 接続約款に基づき協定を締結する義務あり (法第34条第4項) 	接続約款の作成・届出・公表義務なし
接続料	「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超え」ないことが必要 (法第34条第3項第4号)	
接続条件	接続箇所等の接続条件については、接続約款に記載することが必要 (法第34条第2項、施行規則第23条の9の3)	
会計整理等に係る義務	<p>接続会計の整理・提出・公表義務あり^{注2} (法第34条第6項、第二種指定電気通信設備接続会計規則)</p> <p><u>注2: 会計整理等に係る義務は、指定の日以後に開始する事業年度から適用(接続会計規則附則)</u></p>	接続会計の整理・提出・公表義務なし

端末シェアの推移

端末シェアの推移



指定の経緯

■平成14年2月ドコモ9社を指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、北海道60%・東北62%・中央64%・東海48%・北陸53%・関西52%・中国55%・四国68%・九州58%)

■平成14年2月沖縄セルラーを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、52%)

■平成17年12月合併後のKDDIを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、26%)

■平成20年7月合併後のドコモを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、53%)

委員限り

ソフトバンクモバイル株式会社の特定期末数シェア

	2010年度末	2011年度末	
ソフトバンクモバイル株式会社の特定移動端末数 (施行規則第23条の9の2第3項第1号)	委員限り		
ソフトバンクモバイル株式会社の業務区域のうち、都道府県と一致する部分における他の事業者の特定移動端末数 (施行規則第23条の9の2第3項第2号)			
ソフトバンクモバイル株式会社の業務区域のうち、都道府県と一致しない部分における他の事業者の特定移動端末数 (施行規則第23条の9の2第3項第3号)			
合 計			
シ ョ ア (小数点第2位以下四捨五入)	21.3%	22.6%	平均 21.9%

ソフトバンクモバイル ネットワーク構成図

